



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 澤藤電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 吉川 昭彦
(コード番号 6901 東京証券取引所 第1部)
問合せ先 専務取締役 小原 賢二
(TEL. 0276-56-7138)

単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 23 日開催予定の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。なお、本件にかかる定款一部変更は、会社法第195条第1項の定めに基づき、取締役会決議によって行うものであります。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として株式併合（5株を1株に併合）を実施いたします。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成29年10月1日をもって、同年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の保有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (平成29年3月31日現在)	21,610,000 株
株式併合により減少する株式数	17,288,000 株
株式併合後の発行済株式総数	4,322,000 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式併合割合に基づき算出した理論値であります。

④効力発生日における発行可能株式総数

変更前の発行可能株式総数	80,000,000 株
変更後の発行可能株式総数	16,000,000 株

なお、発行可能株式総数を定める定款規定は、本株式併合の効力発生日（平成29年10月1日）に上記のとおり変更したものとみなされます。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	保有株式数 (割合)
総株主	2,929 名 (100.00%)	21,610,000 株 (100.00%)
5株未満	97 名 (3.31%)	108 株 (0.00%)
5株以上	2,832 名 (96.69%)	21,609,892 株 (100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満をご所有の株主様97名（所有株式数の合計108株）は、株主としての地位を失うことになります。

なお、当該株主様は、株式併合の効力発生前に、会社法第192条第1項の定めにより、その単元未満株式を買い取ることを当社に請求することができます。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の規定に基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

現行定款	変更後の定款案
第2章 株式	第2章 株式
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000</u> 万株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,600</u> 万株とする。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

4. 日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月23日（予定）
単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成29年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。

当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少ない数の株式にすることです。

当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、その期限は平成30年10月1日とされています。当社は、この趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後も、当社株式の投資単位（売買単位あたりの価格）を適切な水準に調整することを目的として、5株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 【所有株式数について】

株式併合後の株主様のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。

【議決権数について】

議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	保有株式数	議決権数	保有株式数	議決権数	端数株式
例1	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例2	685 株	なし	137 株	1 個	なし
例3	317 株	なし	63 株	なし	0.4 株
例4	3 株	なし	なし	なし	0.6 株

・例2、例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は37株、例3は63株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取制度をご利用できます。

・例3、例4において発生する端数株式相当分（1株に満たない端数）につきましては、当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。この代金は、平成29年12月上旬にお支払いすることを予定しております。

・例4のように効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合は、株式併合により所有する株式がなくなりますので、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株主様が口座を開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 5. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。具体的なお手続きについては、お取引のある証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本は変わらないため、株式1株当たりの資産価値は5倍になります。株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

Q 7. 受け取る配当金額への影響はありますか。

A 7. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後は、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合を理由として受取配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式については、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 8. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 8. 特段のお手続きの必要はございません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関しご不明な点は、お取引の証券会社または下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日・祝祭日を除く）

以 上